

令和8年度  
浜松市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業  
一般競争入札

募 集 要 項

令和8年5月

浜 松 市

## 1 趣旨・目的

浜松市（以下「市」という。）では、来庁者への案内サービスの向上及び市の新たな自主財源の確保を目的として、浜松市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の一部を借り上げて、浜松市役所本庁舎案内板（以下「庁舎案内板」という。）を製作、設置、維持管理等をするとともに、庁舎案内板の一部を媒体として広告掲載事業を実施する事業者を、一般競争入札の方法にて募集します。

## 2 浜松市役所本庁舎の概要

- (1) 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2
- (2) 面積等 地上8階、地下2階 延床面積26,956㎡
- (3) 開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 開庁日 月曜日から金曜日まで（祝休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。）
- (5) 来庁者数 約1,600人／日
- (6) 職員数 約1,700人

## 3 事業内容

### (1) 事業名称

令和8年度浜松市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業

### (2) 庁舎案内板の設置場所

浜松市役所本庁舎本館1階 正面入口案内所西側（別記1）

### (3) 事業構成

本件事業は、次に掲げる3つの事業で構成されるものとし、これらの事業の概要は以下のとおりとします。

#### ア 本庁舎の賃貸借に係る事業

- ・市は、事業者には、案内板の設置場所（1.44㎡）を有償で貸し付け、事業者はこれを借り受ける事業をいいます。
- ・この事業の詳細は、建物有償貸付契約書（別紙1）のとおりです。

#### イ 庁舎案内板の設置等に係る事業

- ・事業者は、案内板を市が定める仕様書に則して製作し、案内板の設置場所に設置するとともに、設置後の案内板の維持管理、更新、維持管理、修繕、撤去及び処分を行う事業をいいます。なお、事業者はこれらに要する一切の費用を負担するものとし、
- ・この事業の詳細は、浜松市本庁舎広告付き案内板設置事業に係る契約書（別紙2）及び仕様書（別紙3）のとおりです。

#### ウ 広告掲載事業

- ・事業者が、市が定める広告掲載要綱及び広告掲載基準（以下「広告掲載要綱等」という。別紙4）に従い、庁舎案内板の一部を媒体として民間企業等の広告を掲載する事業をいいます。なお、事業者は、本庁舎内で同事業を実施する対価として、市に広告掲載料を支払うものとします。
- ・この事業の詳細は、浜松市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業に係る仕様書（別紙3）のとおりです。

#### (5) 事業期間

令和8年9月6日から令和13年9月6日まで

#### (6) 事業者が市に納入する金額

本件事業に関して事業者が市に納入する金額は、次のとおりです。

##### ア 広告掲載料

- ・事業者には、市と本件事業に係る契約を締結し、広告掲載料を納入していただきます。
- ・広告掲載料の金額は、15項(3)アに規定する額とします。

##### イ 建物貸付料

- ・事業者には、市と庁舎案内板の設置場所に係る建物有償貸付契約を締結し、庁舎案内板の設置場所として市が貸し付ける面積（1.44 m<sup>2</sup>）に応じた建物貸付料を納入していただきます。
- ・建物貸付料の金額は、市の市有財産の取得、処分並びに貸付け等に関する事務処理要領第6条の規定により市が算定した額とします。
- ・事業者が設置する庁舎案内板の大きさ（本庁舎の床に接する面積）が1.44 m<sup>2</sup>を下回る場合であっても、貸付面積は1.44 m<sup>2</sup>とします。  
（参考・令和7年度の市有財産貸付料 年額34,276円）

##### ウ 光熱費

- ・設置者には、市と締結する庁舎案内板の設置場所に係る建物有償貸付契約の規定に基づき、庁舎案内板の照明点灯により生じた電気使用料を光熱費として納入していただきます。
- ・光熱費の金額は、庁舎案内板の出力数に照明点灯時間数を乗じて計算した電力使用量に、市が契約している電力会社の電気料金単価（消費税及び地方消費税相当額並びに各種調整金を含む。）を乗じて得た額とします。  
（参考・令和7年度の光熱費 年額10,608円）

## 4 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす個人又は法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 国又は地方自治体の庁舎を利用した本件事業に類似する事業の履行実績を有している者であること。
- (3) 浜松市の入札参加資格登録者にあつては、浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。なお、浜松市の入札参加資格登録者でなくても、入札に参加することができる。
- (4) 浜松市税に未申告及び滞納がない者であること。また住民税の納税について特別徴収義務者であること。ただし、「市民税県民税特別徴収未実施理由書」の確認を受けている場合を除く。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 成年被後見人・被保佐人・被補助人としての登記がない者であること。
- (9) 入札参加申し込みに必要な書類を期日までに全て提出した者であること。

## 5 入札への参加方法

入札参加希望者は、「入札参加申込書」（様式1）に必要事項を記入・押印し、必要書類をそろえて、受付場所（受付所管課）に直接お持ちください。

- (1) 必要書類（○が提出を要するもの）

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申込書（様式1）	○	○
イ	登記事項証明書（現在事項全部証明書）	○	—
ウ	身分証明書（本籍のある市区町村が発行するもの）	—	○
エ	印鑑登録証明書	○	○
オ	「市税の完納証明書」又は「市税の課税がないことの誓約書（様式2）」	○	○
カ	誓約書（様式3）	○	○
キ	国又は地方自治体の庁舎を利用した本件事業に類似する事業の履行実績（任意様式）	○	○
ク	委任状（契約締結等について委任する場合に限る。）（任意様式）	○	○

ケ	消費税及び地方消費税に係る納税証明書その3	○	○
コ	市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し（本店、営業所等が浜松市内に所在する者に限る。）	○	—
サ	直前1年の営業年度の貸借対照表、損益計算書	○	—
シ	直前1年の所得税確定決算書の写し	—	○
ス	登記されていないことの証明書	—	○

注1) 提出部数は各1部です。

注2) 「イ」「ウ」「エ」「オ」「ケ」「ス」は、入札執行日前3か月以内に発行されたものに限ります。

注3) 「ウ」は、破産者等でないことを証明する文書です。（運転免許証等で代用できません。）

注4) 「オ」については、浜松市から市税を課されたことがある者は「市税の完納証明書」を、浜松市から市税を課されたことがない者は「市税の課税がないことの誓約書（様式2）」を提出してください。「市税の完納証明書」は、証明願（様式4）を用いて浜松市の収納対策課（元目分庁舎）又は税務総務課（市役所本庁舎）で取得してください。

注5) 「ク」は、落札後の契約締結等について委任が必要な場合に提出してください。入札の代理だけの場合は、入札書下部に記載することにより委任が可能です。

注6) 「ケ」は、所管税務署が発行する消費税等に滞納等がないことの証明書です。「その3の2」又は「その3の3」の納税証明書でも可とします。

注7) 「コ」は、令和8年度に発行されたものに限ります。本店、営業所等が浜松市内に所在する事業者で、お手元がない場合は浜松市市民税課特別徴収グループにお問い合わせください。

浜松市市民税課特別徴収グループ

浜松市中央区元目町120番地の2 浜松市役所元目分庁舎

Tel (053) 457-2142

市民税県民税特別徴収未実施理由書の確認を受けている場合は、確認を受けた書類の写しを提出してください。

注8) 「シ」は、直前1年の所得税確定決算書の写し、所得税確定申告書の写し又は市民税申告書の写しのうちいずれか一つとします。

注9) 「ス」は、法務局が発行する成年被後見人・被保佐人・被補助人としての登記がないことの証明書です。

注10) 提出書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

## (2) 入札参加申込受付期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月19日（火）までの

午前9時00分から午後4時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

(3) 入札参加申込みの受付場所（受付所管課）

浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所本庁舎北館4階）  
所在地：浜松市中央区元城町103番地の2

\*上記受付所管課に直接提出してください。直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による申込みは受け付けませんのでご了承ください。

## 6 質問の受付

この入札に対するご質問は以下のとおり受付及び回答します。

(1) 質問の提出方法

原則として文書（様式任意）により、直接提出してください。当該文書には、質問者の氏名、名称、連絡先を必ず記載してください。ただし、遠隔地や時間的猶予がない場合等文書によることが困難な場合は、FAX・電話等での質問も可とします。

(2) 質問受付期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月22日（金）までの  
午前9時00分から午後4時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

(3) 質問受付場所（受付所管課）

浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所本庁舎北館4階）  
所在地：浜松市中央区元城町103番地の2  
電話番号：053-457-2278  
FAX番号：050-3730-0119

(4) 質問に対する回答

以下に記載の期間、上記(3)質問受付場所（受付所管課）において、閲覧に供します。

令和8年5月28日（木）から令和8年6月1日（月）までの  
午前9時00分から午後4時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

## 7 入札参加資格の確認

入札参加申込みの受付後、提出された必要書類を確認し、入札参加資格の有無を文書により通知します。

(1) 入札参加資格確認結果通知書の交付場所

浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所北館4階）  
所在地：浜松市中央区元城町103番地の2  
電話番号：053-457-2278

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付日時

令和8年5月21日（木）午後3時以降の開庁時間

(3) 入札参加資格確認結果通知書の交付方法

上記の交付場所・日時において、手交します。郵送・電話連絡は行いませんのでご了承ください。

**8 入札参加資格がないと認められた場合の理由説明要求**

入札参加資格確認の結果、参加資格がないと通知された場合は、市に対してその理由を求めることができます。

(1) 説明要求の方法

文書（様式任意）により、直接提出してください。直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による提出は受け付けませんのでご了承ください。

(2) 説明要求書の提出場所

浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所北館4階）

所在地：浜松市中央区元城町103番地の2

電話番号：053-457-2278

(3) 説明要求書の提出期限

令和8年5月25日（月）午後3時まで

(4) 説明要求に対する回答

令和8年5月27日（水）までに説明要求者に回答します。

**9 入札執行日時等**

入札参加者以外は執行場所への入室ができませんのでご了承ください。

(1) 入札執行日時、場所及び開札

ア 執行日時

令和8年6月2日（火）午後2時00分から

イ 執行場所

浜松市役所北館5階入札室

所在地：浜松市中央区元城町103番地の2

ウ 開札

入札終了後、直ちに開札します。

(2) 受付

受付は入札執行時刻の15分前から、上記(1)イの執行場所において行います。入札執行時刻までに受付を済ませていない場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

## 10 入札の手続き

- (1) 入札書は、事前に配付した所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印をしてください。
- (2) 入札書に記載する入札金額は、令和8年度分（令和8年9月6日から令和9年3月31日までの期間分）の広告掲載料の金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を記載してください。

### 《納入金額、入札書に記載する金額及び契約金額に係る注意点》

#### ■ 納入金額

3項(6)に記載のとおり、本件事業に関して、事業者（落札者）は、「広告掲載料」、「建物貸付料」及び「光熱費」の3つの費目に係る金額を市に納入していただくことになります。

#### ■ 入札書に記載する金額

入札は、納入金額の3つの費目のうち「広告掲載料」の金額だけを対象として実施します。「建物貸付料」は市の貸付基準に基づき市が算定する金額であり、「光熱費」は3項(6)ウに記載する計算方法で計算する金額であることから、事業者によって金額に差が生じる性質の費目ではないため、これらは入札の対象とはしません。

したがって、入札書に記載する金額は、令和8年度分（令和8年9月6日から令和9年3月31日までの期間分）の広告掲載料の金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）とします。

#### ■ 契約金額

「広告掲載料」に係る契約金額は、契約期間（約5年間）における広告掲載料の総額となります。広告掲載料に係る契約金額は、15項(3)アに記載した方法により算定した額とします。

「建物貸付料」及び「光熱費」に係る契約金額は、前項（入札書に記載する金額の項）に記載した方法で計算した額となります。

- (3) 入札書は、事業名及び入札参加者名を記載した封筒に封入し（封筒の大きさは自由）、直接提出してください。郵送による提出は受け付けません。
- (4) 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引き換え、変更又は撤回することができません。
- (5) 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合は、浜松市の職員を立ち合わせ開札します。

## 11 入札保証金

この入札においては、入札参加資格「有」の通知を受けた者の入札保証金は免除とします。

## 12 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は数字をもって金額を記載しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 他人の代理を兼ね、2以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書を提出した入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札要件が確認できない不明確な入札書による入札
- (8) 入札に関し不正行為があった者の入札
- (9) 予定価格に達しない金額で入札した者の入札
- (10) その他指定した入札方法以外で入札した者の入札

### 1 3 落札者の決定

- (1) 落札者は、市が設定する予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札した者とします。
- (2) 1回目の入札で予定価格に達する入札がない場合は、直ちに2回目の入札（再度入札）を行います。再度入札の回数は1回とします。
- (3) 入札金額が同額で、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者となるべき者は「くじ」を辞退することはできませんのでご注意ください。

### 1 4 契約保証金

この入札の落札者においては、入札参加資格「有」の通知を受けた者の契約保証金は免除とします。

### 1 5 契約の条件

#### (1) 契約の概要

市と落札者は、「浜松市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業に係る契約」及び「建物有償貸付契約」の2つの契約を締結します。

このうち、建物有償貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付に該当するものです。

#### (2) 契約期間

2つの契約のいずれも、令和8年9月6日から令和13年9月6日までとします。

#### (3) 契約金額

##### ア 広告掲載料

- ・ 広告掲載料の金額は、浜松市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業に係る契約

において定めます。

- ・ 広告掲載料の契約金額（契約期間中の総額）は、次表に記載する算定方法により算定した各年度の広告掲載料の合計金額とします。

年度	当該年度の期間	当該年度の広告掲載料 (当該年度の広告掲載料の算定方法)
令和 8 年度	令和 8 年 9 月 6 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	落札金額に消費税及び地方消費税を相当する金額（落札金額の 100 分の 10 に相当する額）を加算した金額
令和 9 年度	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで	落札金額に 7 分の 12 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じる場合は切捨て）に、消費税及び地方消費税を相当する金額（当該得た額の 100 分の 10 に相当する額）を加算した金額（1 円未満の端数が生じる場合は切捨て）
令和 10 年度	令和 10 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	
令和 11 年度	令和 11 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで	
令和 12 年度	令和 12 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで	
令和 13 年度	令和 13 年 4 月 1 日から 令和 13 年 9 月 6 日まで	落札金額に 7 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じる場合は切捨て）に、消費税及び地方消費税を相当する金額（当該得た額の 100 分の 10 に相当する額）を加算した金額（1 円未満の端数が生じる場合は切捨て）

#### イ 建物貸付料及び光熱費

- ・ 建物貸付料及び光熱費の金額は、建物有償貸付契約において定めます。
- ・ 令和 8 年度の建物貸付料は、19,737 円です。
- ・ 令和 9 年度以後の建物貸付料は、市が本市の貸付料算定基準に基づき算定した額とし、その額は、市から事業者毎に毎年度通知します。
- ・ 光熱費の金額は、庁舎案内板の出力数に照明点灯時間数を乗じて計算した電力使用量に、本市が契約している電力会社の電気料金単価（消費税及び地方消費税相当額並びに各種調整金を含む。）を乗じて得た額とします。

#### ウ その他

消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため、消費税等の相当額が変更になるときは、当該改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する契約金額は、改正後の税率に基づき計算した額に改定するものとします。

#### (4) 契約締結費用

契約締結のために要する費用（収入印紙等）は、落札者の負担とします。

### 1 6 契約の締結

- (1) 落札の日から起算して7日以内（浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に、市と落札者の間で、市が定める所定の様式（別添参照）により「浜松市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業に係る契約」及び「建物有償貸付契約」を締結します。
- (2) 落札者が契約を締結しない場合は、落札が無効となり、今後3年間、市が実施する同種の入札に参加することができなくなることがあります。

### 1 7 入札結果の公表

入札の結果については、浜松市ホームページで公表させていただきます。

#### 【お問合せ先】

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

（浜松市役所北館4階）

電話：053-457-2278

FAX：050-3730-0119

E-mail：[asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

(別記1) 設置場所

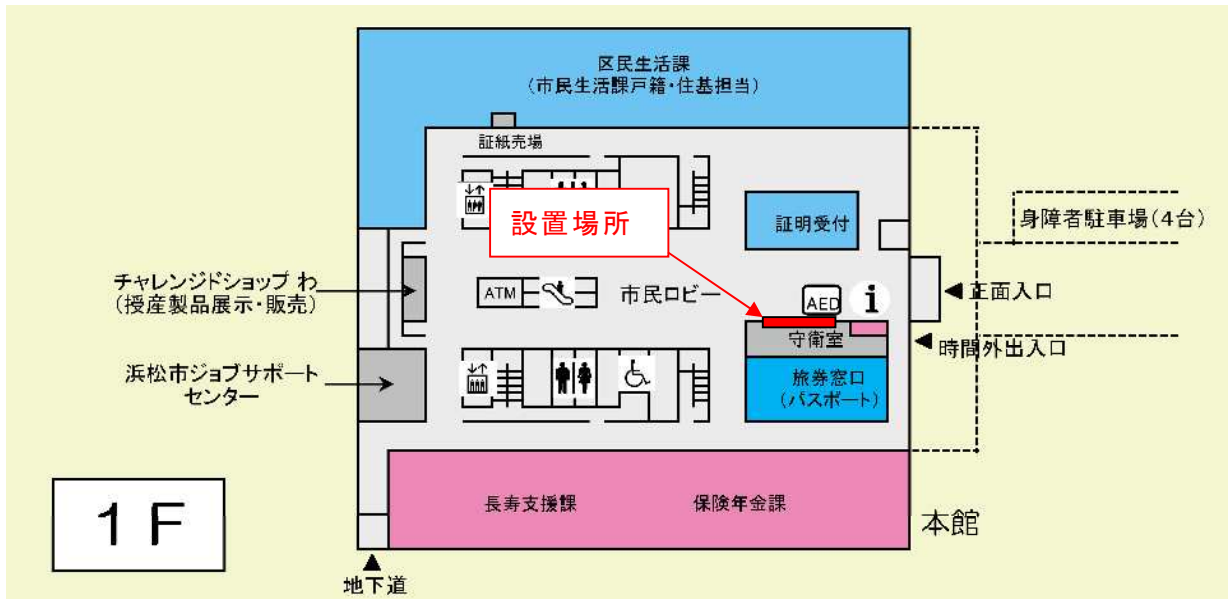


図1 本庁舎本館1階平面図



図2 庁舎案内板の現況